

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日發行  
(当たる翌日)  
當日は、休きと  
のとどけたる日

目 次

告 示 解除予定の保安林

町営土地改良事業の認可

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

数人が共同して行なう土地改良事業の認可

議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分

の一の数及び三分の一の数

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十二号

八束町長から申請のあつた町営土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年四月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十三号

宇野山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年四月二十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十四号

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡三朝町大字福山岩本良藏ほか九人の者から申請のあつた数人が共

同様して行なう土地改良（農地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年四月二十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十三年三月三十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに第七十五条第四項・第七十六条第四項・第八十条第四項・第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

#### 鳥取県教育委員会規則第四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

#### 教育委員会規則

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五、八五人
西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三、五九人
岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、三七人
八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三、六七人
氣高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、五五人
日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、二六八人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七、五七人  
一六、二六人  
三、七九人  
三、二四七人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
七、三七人  
六、三四人

則第九号の一部を次のように改正する。

附則第五項中「五分の一」を「五分の二」に、「昭和四十三年三月三十

一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務の等級 号 級	1 等 級	2 等 級
	給料月額 円	給料月額 円
1	18,468	15,762
2	19,272	16,464
3	20,076	17,166
4	20,980	17,666
5	21,984	18,468
6	22,990	19,272
7	23,996	20,076
8	25,302	20,980
9	26,610	21,984
10	28,016	22,990
11	29,526	23,996
12	31,134	25,002
13	32,954	26,010
14	34,762	27,116
15	36,472	29,526
16	39,792	31,134
17	41,900	32,954
18	44,012	34,762
19	46,128	36,472
20	48,236	39,792
21	52,854	41,900
22	55,262	44,012
23	57,370	46,128
24	59,478	48,236
25	63,910	50,242
26	66,426	52,248
27	68,842	54,154
28	71,254	55,558
29	73,566	56,762
30	75,876	57,866
31	77,984	58,870
32	80,092	59,874
33	81,896	60,878
34	83,702	

別表第三中

一六、四〇〇円	一七、六〇〇円
一六、四六四円	一七、六六六円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用す

る。

(給与の内払)

2 この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づい

て昭和四十三年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。